

白井市第 5 期障害福祉計画策定方針

1 計画策定の趣旨

市町村障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、国が示す基本指針に即して、市町村が障害福祉サービスの提供量の見込み及びその確保のための方策等を定めるものです

現行の「白井市第 4 期障害福祉計画」の計画期間が、平成 29 年度で終了することから、平成 30 年度以降も、引き続き、関連計画等との整合・連携を図りながら施策を推進していくための次期計画として、白井市第 5 期障害福祉計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

障害福祉計画は、本市の障害者施策全般の基本的な指針を定める「白井市障害者計画」（平成 28 年 3 月策定）と相まって、「白井市第 5 次総合計画」及び健康・福祉部門の基幹計画である「白井市第 2 次地域福祉計画」の障害福祉部門の個別計画として位置付けられており、これらの関連計画と整合・連携を図りながら推進するものとします。

3 計画の期間

市町村障害福祉計画は、国の基本指針により、3 年ごとに策定することが定められています。このため、白井市第 5 期障害福祉計画は、平成 30 年度～平成 32 年度の 3 年間を計画期間とします。

4 計画に盛り込む事項

(1) 計画の基本的事項

- ・計画の目的
- ・背景、位置付け
- ・計画期間 等

(2) 障がいのある人の現状

- ・第 4 期計画の目標達成状況
- ・障害者手帳所持者数の推移その他の統計情報
- ・市民アンケートの結果 等

(3) 計画の基本的な考え方

- ・目指すべき方向性

- ・ 関連する指標の将来推計
- ・ 成果目標 等

(4) 施策の展開

- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量並びにその確保のための方策
- ・ 児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスの各年度における見込み量およびその確保のための方策 等

(5) 計画の推進、進行管理

- ・ 推進体制
- ・ 進行管理方法 等

※ 計画に盛り込む事項は、今後国から示される基本指針に即し、必要に応じて見直しを行います。

5 計画策定の体制

(1) 白井市障害者計画等策定委員会

学識経験を有する者、民生委員・児童委員、公共的団体の代表者、障害者団体の代表者及び市民で構成される市附属機関です。

計画策定に係る事項の調査審議を行い、計画素案の作成における中心的役割を担います。

(2) 市民及び関係者等の意見の反映

障害福祉サービスの必要量推計等のための基礎的情報を収集する市民アンケート調査、障害者関係団体及び事業者等への意見ヒアリング、計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、得られた意見を計画に反映します。

(3) 計画の決定

白井市障害者計画等策定委員会において作成した計画素案に対するパブリック・コメントの募集及び寄せられたパブリック・コメントへの対応について、調整会議及び政策会議に付議し決定します。

その後、白井市事務決裁規定第4条別表第1に定める「事業計画の決定及び実施（重要なもの）」として、市長のご決裁をもって計画を決定します。

(4) 情報公開

策定委員会の会議開催及び結果並びにパブリック・コメントの実施及び結果その他の計画策定の経過に係る情報は広報紙又は市ホームページにより適時公開します。

6 策定スケジュール

年度	月		進行の大枠	会議等□●：策定委員会 ○：庁内会議	
				名称	議題等
平成28年度	H28年 6月	上旬	策定方針		
		中旬			
		下旬			
	7月	上旬	策定委員会立上げ		
		中旬			
		下旬			
	8月	上旬	策定委員会立上げ		
		中旬			
		下旬			
	9月	上旬	策定委員会立上げ		
		中旬			
		下旬		●第1回策定委員会	・委員委嘱 ・現行（4期）計画の説明、実績報告 ・策定方針の説明 ・市民アンケート実施方針の審議
平成28年度	10月	上旬	市民アンケート準備		
		中旬			
		下旬			
11月	上旬	市民アンケート準備			
	中旬		●第2回策定委員会	・市民アンケート調査票案の審議	
12月	上旬	市民アンケート準備			
	中旬		●第3回策定委員会	・市民アンケート調査票案の確定	
平成29年度	H29年 1月	上旬	市民アンケート実施		
		中旬			
		下旬			
	2月	上旬	市民アンケート実施		
		中旬			
	3月	上旬	アンケート集計・分析		
		中旬			
		下旬		●第4回策定委員会	・市民アンケート結果報告 ・障害者団体ヒアリング実施方針の審議
	平成29年度	4月	関係団体等ヒアリング		
		6月	計画骨子案作成	●第5回策定委員会	・障害者団体ヒアリング結果報告 ・計画骨子案の審議
8月		計画素案作成	●第6回策定委員会	・計画素案の審議	
			●第7回策定委員会	・計画素案の審議	
10月			●第8回策定委員会	・計画素案の決定	
11月		パブリック・コメント	○調整・政策会議	・計画素案について ・パブリックコメントの実施について	
H30年		1月		○調整・政策会議	・パブリックコメントの結果について
		2月	計画決定	●第9回策定委員会	・計画決定報告
	3月				

< 参考 >

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

最終改正：平成二八年六月三日法律第六五号

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。